

# 宮城県こども・若者の自殺危機対応チーム事業実施要領

## 1 目的

宮城県こども・若者の自殺危機対応チーム事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、こども・若者の自死対策に関し専門的知識及び技術を有する専門家チーム（以下「自殺危機対応チーム」という。）を設置し、こども・若者にとって身近な支援者である学校や市町村等、地域の関係機関（以下「地域支援者」という。）に対して、早期からのリスク把握や適切な介入等に関して相談及び助言を行い、自死を未然に防止するとともに、地域の自死対応力の向上を図ることを目的とする。

なお、本実施要領では、実施要綱第3のうち、（1）自殺危機対応チームによる地域支援者に対する支援及び（2）自殺危機対応チーム会議（以下「事業」という。）について定めるものとする。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は宮城県（以下「県」という。）とし、事務局は、県自死対策推進センターである県精神保健福祉センター（以下「事務局」という。）が担うものとする。

ただし、事業のうち自殺危機対応チーム会議については、県精神保健推進室、県精神保健福祉センター、県義務教育課及び県高校教育課が共同で会議事務局を担い、県精神保健福祉センターがその庶務を行うものとする。

## 3 対象者

本事業の対象者は、自殺危機を抱えるこども・若者（以下「対象生徒」という。）を身近で支援している学校や市町村等の地域支援者とする。

なお、対象生徒とは、県立高等学校に在学し、次のいずれかにあてはまる者とする。

- （1） 自傷行為の経験がある
- （2） 自死をほのめかす言動があり、自死の可能性が否定できない
- （3） 自殺未遂歴がある
- （4） その他、養護教諭やスクールカウンセラー等が支援している対応困難なケース

## 4 地域支援者に対する支援内容

- （1） 対象生徒のアセスメントや課題の整理
- （2） 対象生徒のリスク判断についての助言
- （3） 対象生徒本人や家族に対する関わり方についての助言
- （4） 対象生徒に必要な医療等に関する助言
- （5） 対象生徒に必要な地域支援者に関する情報提供
- （6） 学校で開催されるケース会議等への参加
- （7） その他、必要とされる支援

## 5 実施方法

県立高等学校、市町村等の要請により、事務局が、チームによる訪問支援やオンライン会議の開催等の方法を調整する。

## 6 対応者

児童精神科医師、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師、弁護士等からなる自殺危機対応チーム会議の構成員（以下「チーム員」という。）とする。

## 7 実施手順

### (1) 支援の申し込み

本事業の利用を希望する地域支援者（以下「支援要請者」という。）は、【様式1】「支援要請シート」を作成し、電子メール等により事務局に送付する。

支援要請は、原則として事業の利用を希望する県立高等学校から事務局宛てに行い、県高校教育課は県立高等学校から相談があった場合には、本事業の活用等を助言する。

市町村等が本事業の活用を希望する場合には、市町村は可能な限り県立高等学校と調整し、県立高等学校から支援要請を行うこととするが、個別の事情により難しい場合には、市町村等から事務局宛てに支援要請を行うことができるものとする。

### (2) 受理・インテーク

事務局は、【様式1】「支援要請シート」を受理後、速やかに受理会議を行い、本事業による対応を検討する。

本事業による対応が適当と判断した場合には、事務局から支援要請者に連絡し、対面もしくはオンラインによるインテーク（聴き取り）を行う。

事務局は、インテーク時にリスク判定を行い、判定の結果が「重度」または「最重度」に相当すると判断された場合には、直ちに支援要請者に対し緊急対応の助言を行う。

なお、本事業による対応が困難と判断した場合には、今後の対応を支援要請者と協議する。

### (3) 自殺危機対応チーム会議の開催

事務局は、インテーク実施後、速やかに自殺危機対応チーム会議を行い、チーム員間で支援要請の内容（対象生徒の状況等）を共有し、今後の支援方針及び支援を担当するチーム員（以下「担当チーム員」という。）を決定する。

事務局は、支援要請者に対し自殺危機対応チーム会議における決定事項を報告し、初回支援の実施方法及び日程等を調整する。

### (4) 担当チーム員による支援

#### イ 初回支援

- ・ 担当チーム員は、対面もしくはオンラインにより、支援要請者に対し専門的見地からの助言を行う。事務局は、担当チーム員による支援の場に同席し、【様式2】「支援検討シート」に基づいて、進行及び記録を行う。
- ・ 初回支援では、主として対象生徒の課題の整理を行い、支援の方向性について検討する。また、支援要請者が今後取り組む課題や支援目標に応じて、モニタリング時期についても方針を決定する。

- ・ 初回支援後、事務局は、支援要請者と振り返りを行い、担当チーム員からの助言に対する受け止めや今後の意向等について聴取した上で担当チーム員と共有する。

#### ロ 継続支援

- ・ 事務局は、初回支援時に決定した方針に基づき、支援要請者に連絡し、初回支援後の経過についてモニタリングを行い、【様式3】「モニタリングシート」を作成する。
- ・ 事務局は、【様式3】「モニタリングシート」に基づき、支援後の経過について自殺危機対応チーム会議で報告し、状況の変化に応じて支援要請者に対する助言や関係機関への連絡等の調整を行う。
- ・ なお、支援要請者から再支援の希望が出された場合にも、事務局が自殺危機対応チーム会議で報告し、必要に応じて再度チーム員による支援を調整する。

#### (5) 支援の終結

事務局は、モニタリングの結果、対象生徒の課題整理が行われ、支援要請者が今後の支援の見通しを立てることができる状況等を確認した場合は、支援要請者に聞き取りを行い、【様式4】「サマリーシート」を作成する。

事務局は、【様式4】「サマリーシート」に基づき、確認した結果について自殺危機対応チーム会議で報告し、本事業による支援の成果や終結等の検討を行う。

なお、自殺危機対応チーム会議において本事業による支援の終結が決定した場合には、支援要請者にその旨を報告する。

支援終結後、事務局は、支援要請者に事後アンケートを依頼し、自殺危機対応チームによる地域支援者に対する支援についてアンケートの結果を参考に評価を行う。

## 8 個人情報の取扱について

本事業の実施に関わる関係者等は、実施要綱第9に規定する秘密の保持を遵守する。

また、本事業は地域支援者に対する支援者支援であるため、原則として対象生徒を特定する個人情報の提供は求めないが、自殺危機対応チームが支援のために特に必要と認めた場合には、支援要請者から生徒本人及び保護者に本事業の利用について説明し、個人情報の提供の承諾を得た上で、チーム員と情報共有することがある。

なお、生徒本人もしくは第三者の身体、生命等の保護が必要であり、かつ生徒本人及び保護者の同意を得ることが難しい場合には、承諾を得ずにチーム員と情報共有することがある。

## 9 支援申し込み・問い合わせ先

宮城県自死対策推進センター（宮城県精神保健福祉センター 企画・地域支援班）

所在地：大崎市古川旭5丁目7番20号

TEL：0229-23-1657

FAX：0229-23-0388

E-Mail：jtsc@pref.miyagi.lg.jp